

自動車関係諸税の抜本的見直しを求める意見書

東日本大震災からの復興にとって、日本経済の再生、成長は極めて重要である。しかしながら我が国の経済は、超円高、デフレ、電力不足などによって、ものづくり事業拠点の海外移転、素材・部品の海外調達がさらに加速しつつある。

産業の空洞化が加速すれば、地域の経済活力、雇用を喪失させ、法人事業税・住民税の減収にもつながり、これまで以上に地方財政が深刻化することが懸念される。

こうした中、本市の基幹産業である自動車産業は、行き過ぎた円高に伴い、し烈なグローバル競争環境下において価格面での国際競争力が低下し、輸出による利益を確保することが困難な状況である。加えて、国内市場も年々縮小し、ピーク時の年間800万台から現在では年間450万台を割り込むなど、極めて厳しい環境にある。

今後、この行き過ぎた円高が是正されなければ、生産拠点が海外に移転することは必至であり、国内市場規模がさらに縮小・低迷すれば、地域の基幹産業として多くの企業、雇用を支えてきた自動車産業の空洞化が加速し、地域産業が取り返しのつかない打撃を被ることが懸念される。

内需の拡大により裾野の広い自動車産業の活性化を図ることは、日本経済の回復を通じた日本の復興・再生に資するものであり、地域における雇用の維持、税収の確保を通じた地方経済の持続的な成長に大きく寄与するものと確信する。

中でも、国内市場の縮小・低迷の要因となっている9種類（取得段階：自動車取得税、消費税、保有段階：自動車税、軽自動車税、自動車重量税、使用段階：ガソリン税（揮発油税＋地方揮発油税）、軽油引取税、石油ガス税、消費税）8兆円もの過重な自動車関係諸税は、「生活の足」として自動車を保有せざるを得ない地方の住民が多くを負担している。

よって政府においては、2013年度税制改正に向けて、先般の「社会保障・税一体改革関連法案」に記載された「自動車関係諸税の抜本的見直し」を下記のとおり速やかに実施するよう、強く要望する。

記

1. 車体課税については、自動車ユーザーの負担軽減、簡素化となる抜本的見直しを

実施すること。(自動車取得税の廃止、自動車重量税の廃止、自動車税、軽自動車税の抜本的改革)

2. 車体課税の抜本的見直し後も環境対応車普及促進インセンティブ(販売奨励策)を実施すること。
3. 燃料課税の「当分の間として措置される税率」を廃止し、二重課税を解消した上で、簡素化・負担の軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日

大分県中津市議会